

令和4年6月7日

第2回廿日市市議会議案
(第2回定例会)

廿日市市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第6号	令和3年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書	1
報告第7号	令和3年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書	11
報告第8号	令和3年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書	15
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	19
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて	23
報告第11号	専決処分につき承認を求めることについて	27
報告第14号	専決処分事項の報告について	31
報告第15号	専決処分事項の報告について	33
報告第16号	専決処分事項の報告について	35
報告第17号	専決処分事項の報告について	37
報告第18号	専決処分事項の報告について	39
議案第47号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	41
議案第48号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第49号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	53
議案第50号	廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	61
議案第51号	廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例	65
議案第52号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	69
議案第57号	過疎地域持続的発展計画の変更について	73

議案第58号	工事委託契約の締結について	75
議案第59号	工事請負契約の締結について	77
議案第60号	財産の取得について	79
議案第61号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	81

報告第6号

令和3年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和3年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本太郎

令和3年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	公共事業代替用地整備事業 工事請負費	円 11,868,000
		地域医療拠点等整備事業 委託料、用地購入費、事務費	66,137,000
		筏津地区公共施設再編事業 工事請負費	2,108,206,000
		法定外税導入推進事業 委託料	4,927,000
		集会所管理運営事業 委託料	7,000,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳一般事業 手数料	5,645,000
③ 民生費	1 社会福祉費	職員給与費 時間外勤務手当	1,620,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 報酬、委託料、交付金、事務費	213,669,000
		社会福祉施設整備助成事業 補助金	15,000,000
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 交付金、事務費	30,030,000
④ 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 報酬、委託料、負担金、事務費	526,451,000
		職員給与費 時間外勤務手当	3,600,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 11,868,000	円	円	円 11,868,000
66,137,000		52,200,000	13,937,000
2,108,206,000		1,943,600,000	164,606,000
4,537,000			4,537,000
7,000,000			7,000,000
5,645,000		5,645,000	
1,620,000		1,620,000	
213,669,000		213,669,000	
15,000,000			15,000,000
10,030,000		10,030,000	
396,626,000		396,626,000	
3,184,000		3,184,000	

款	項	事業名	金額
④ 衛生費	1 保健衛生費	地球温暖化対策推進事業 委託料、事務費	円 15,583,000
⑤ 農林水産業費	1 農業費	地産地消推進事業 委託料	1,600,000
	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	144,576,000
	3 水産業費	漁港整備事業負担金 負担金	2,000,000
⑥ 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策産業振興 緊急支援事業 補助金	65,000,000
⑦ 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業 委託料	3,000,000
		橋りょう維持管理事業 委託料、工事請負費	11,946,000
		道路整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費	301,441,000
		国・県道整備負担金 負担金	24,169,000
		子ども通学路安全対策事業 工事請負費	2,251,000
		歩道整備事業 用地購入費	4,000,000
	3 河川費	河川整備事業 工事請負費	7,051,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 15,583,000	円	円	円 15,583,000
1,600,000			1,600,000
70,712,000		68,112,000	2,600,000
2,000,000		1,800,000	200,000
65,000,000			65,000,000
3,000,000		2,950,000	50,000
11,646,000		11,206,000	440,000
258,852,000	88,000	232,432,000	26,332,000
23,375,000			23,375,000
2,200,000		1,900,000	300,000
2,800,000		300,000	2,500,000
4,321,000		4,300,000	21,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	3 河川費	港湾施設整備負担金 負担金	円 49,200,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	13,400,000
	4 都市計画費	宮島口地区整備事業 委託料、負担金、補助金	849,166,000
		街路佐方線整備事業 負担金	4,018,000
		公園整備事業 工事請負費	30,500,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	15,053,000
	⑨教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業 備品購入費、事務費
小学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費			200,303,000
3 中学校費		中学校管理運営事業 備品購入費、事務費	12,150,000
		中学校リニューアル事業 工事請負費	100,375,000
		中学校空調設備整備事業 委託料、工事請負費	250,035,000
5 社会教育費		文化財保存・保護事業 補助金	23,581,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
48,328,000		39,700,000	8,628,000
12,705,000		11,700,000	1,005,000
741,157,000		644,400,000	96,757,000
4,018,000		3,200,000	818,000
30,500,000		30,000,000	500,000
14,752,000		13,200,000	1,552,000
22,050,000		11,025,000	11,025,000
200,303,000		170,114,000	30,189,000
12,150,000		6,075,000	6,075,000
100,375,000		82,261,000	18,114,000
250,035,000		200,776,000	49,259,000
23,581,000			23,581,000

款	項	事業名	金額
⑩災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業 工事請負費	円 27,256,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 23,446,000	円	円	円 23,446,000

報告第7号

令和3年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

令和3年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本太郎

令和 3 年度 廿日市市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	配水管整備事業	762,803,000 円	597,304,997 円	134,700,000 円
		施設整備事業	444,928,000	373,966,410	19,196,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	<p>工事請負費 佐方本町地区内、下平良小野地区内、平良一丁目地区内、宮内地区内、宮内四丁目地区内、阿品四丁目地区内及び丸石四丁目地区内配水管整備工事</p> <p>関連事業との調整により、工期が翌年度にわたるため</p>
	73,686,000	61,014,000	30,798,003		
		19,196,000	51,765,590		<p>工事請負費 更地受水場福面2号送水ポンプ改修工事</p> <p>委託料 宮島簡易水道施設中央監視システム更新業務</p> <p>市場の悪化により、部品の調達に期間を要するため</p>

報告第 8 号

令和 3 年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書

令和 3 年度廿日市市下水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

令和3年度廿日市市下水道

地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	円 2,137,040,000	円 1,565,922,984	円 514,650,700
		ポンプ場建設事業	259,408,000	214,157,112	45,250,000
		処理場建設事業	995,484,000	381,787,320	611,000,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
円 306,760,650	円 207,890,050	円	円 56,466,316	円	<p>工事請負費 佐方本町地区公共下水道整備工事外12件</p> <p>補償金 平良3号幹線外築造工事に伴う水道管移設補償外7件</p> <p>地元調整に期間を要したことや国の令和3年度一般会計補正予算（第1号）に対応した工事のため</p>
7,500,000	22,625,000	15,125,000	888		<p>委託料 扇ポンプ場耐震診断業務委託外1件</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により不測の日数を要したことや国の令和3年度一般会計補正予算（第1号）に対応した業務のため</p>
276,700,000	334,300,000		2,696,680		<p>委託料 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその5）建設工事委託外4件</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により不測の日数を要したことや国の令和3年度一般会計補正予算（第1号）に対応した業務のため</p>

報告第9号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和4年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「3分の2」を「10分の7」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修

等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の廿日市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、固定資産税に係る改正規定が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第10号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和4年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第11号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和4年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和2年議案第75号により議決を得た廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 4,354,049,000円」を「3 請負金額 4,459,649,000円」に改める。

2 専決処分年月日 令和4年3月24日

(参考事項)

令和2年議案第75号により議決を得た廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約については、既存施設の解体に伴いアスベスト除去業務が必要となったことにより、請負金額を変更する必要性が生じたので、専決処分したものである。

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 54,687円

- 2 専決処分年月日 令和4年5月18日

(参考事項)

令和4年3月19日市職員の行為によって発生した交通事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 113,718円
債権者 廿日市市平良二丁目8番13-1号
もみじケア株式会社
代表取締役 吉村隆裕
- 2 専決処分年月日 令和4年4月25日

(参考事項)

令和4年2月10日市職員の行為によって発生した事業所壁面損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 176,000円

- 2 専決処分年月日 令和4年4月7日

(参考事項)

令和4年2月18日市道阿品台5-13号線路上で発生した道路施設不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 17,182円

- 2 専決処分年月日 令和4年5月13日

(参考事項)

令和4年4月30日市道阿品高通線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 47 号

廿日市市税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(廿日市市税条例の一部改正)

第1条 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条を削る。

（廿日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 廿日市市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 16 号）の一部を次のように改める。

第 1 条のうち、廿日市市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中廿日市市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第

53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中廿日市市税条例第18条の4の改正規定及び次条の規定
令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の廿日市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお

従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第48号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日以降に新設され、又は増設される設備について適用し、令和4年3月31日までに新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正をするため、この条例案を提出するものである。

議案第49号

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例
の一部を改正する条例

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例（令和 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「使用時間等」を「利用時間等」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第 7 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第 1 項及び同項第 3 号中「使用」を「利用」に改める。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「使用する者」を「利用する者」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第 2」を「次条第 2 項」に、「使用料を」を「アルカディアの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料金」に、「使用」を「利用」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 4 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 17 条を第 20 条とする。

第 16 条第 3 項中「第 12 条第 1 号」を「第 15 条第 1 号」に、「第 6 条、第 7 条及び第 9 条第 1 項」を「第 6 条、第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 12 条」に、「当該使用」を「当該利用」に、「同条第 2 項、第 7 条及び第 9 条第 1 項」を「同条第 2 項、第 7 条、第 10 条第 1 項並びに第 12 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「「市長」と」の次に「、同条第 3 項中「第 9 条第 2 項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第 3 に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と」を加え、同条第 4 項中「第 12 条第 2 号」を「第 15 条第 2 号」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同項た

だし書中「当該使用」を「当該利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第5項中「当該使用」を「当該利用」に、「第16条第4項本文」を「第19条第4項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加え、同条を第19条とする。

5 前項本文の場合における第8条第2項から第4項まで並びに第11条第2項及び第3項の規定の適用については、第8条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第15条第1項中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。

第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用の予約)

第11条 アルカディアの施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。

3 前項の予約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

(違約金の徴収)

第12条 予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後、当該

予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。
- 3 前項の違約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

第9条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用の許可」を「利用の許可」に、「使用許可者」を「利用許可者」に、「使用の方法」を「利用の方法」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入等)

第9条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

別表第1中「使用時間」を「利用時間」に、「9時から翌日の17時まで」を「9時から翌日の9時まで」に、「15時から翌日の10時まで」を「9時から翌日の9時まで」に、「10時から15時まで」を「9時から17時まで」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第9条関係)

区分	単位	利用料金の範囲
広場	1サイトにつき(1泊)	1,000円から 3,000円まで
	1サイトにつき(日帰り)	500円から 1,500円まで
多目的スペース	1回4時間以内	1,000円から 3,000円まで

	4時間を超えて1時間までごとに	250円から 750円まで
体育館（専用利用）	1時間までごとに	1,000円から 3,000円まで
炉付きサイト	1サイトにつき（1泊）	2,000円から 6,000円まで
	1サイトにつき（日帰り）	1,500円から 4,500円まで
浴室	30分までごとに	500円から 1,500円まで
シャワー	1人1回につき	100円から 300円まで
その他の設備・物品等		市長が定める範囲

備考 体育館を2分の1に区分して利用する場合における利用料金の範囲は、当該利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第19条関係）

区分	単位	使用料
広場	1サイトにつき（1泊）	2,000円
	1サイトにつき（日帰り）	1,000円
多目的スペース	1回4時間以内	2,000円
	4時間を超えて1時間までごとに	500円
体育館（専用使用）	1時間までごとに	2,000円
炉付きサイト	1サイトにつき（1泊）	4,000円
	1サイトにつき（日帰り）	3,500円
浴室	30分までごとに	1,000円
シャワー	1人1回につき	100円

その他の設備・物品等		市長が定める額
------------	--	---------

備考 体育館を2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市アルカディア多目的広場設置及び管理条例の規定による指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の更なる利用促進を図る目的で、利用時間を変更し、及び利用料金制度を導入することに伴い、利用料金の範囲を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第50号

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことにより、条例で引用している同規則の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第51号

廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市文化財保護条例の一部を改正する条例

廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群及び法第92条第1項に規定する埋蔵文化財をいう。

第3条第1項中「文化財のうち」を「文化財（埋蔵文化財を除く。）のうち」に、「により」を「の規定により」に改め、「文化財で」の次に「市にとって」を加え、「廿日市市指定重要文化財」を「廿日市市指定文化財」に、「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に改め、同条第3項中「より指定」を「よる指定又は第2項の規定による認定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「より指定」を「よる指定又は前項の規定による認定」に、「保持者」を「保持者等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、無形文化財及び無形の民俗文化財について、前項の規定による指定をするに当たって、当該無形文化財及び無形の民俗文化財の保持者又は保持団体（無形文化財及び無形の民俗文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めがあるものをいう。以下同じ。）（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、市指定文化財（有形文化財及び有形の民俗文化財に限る。）の所有者等に対し指定書を、第2項の規定による認定をしたときは、市指定文化財（無形文化財及び無形の民俗文化財に限る。）の保持者等に対し認定書を交付しなけ

ればならない。

第4条、第5条及び第6条中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に改める。

第7条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に、「その現状を変更」を「修理又は現状変更を」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に、「教育委員会」を「速やかに教育委員会」に改め、同項第1号中「所有者等が」を「所有者等を」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「若しくは名称」を加え、同項第3号中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に、「又は亡失したとき」を「亡失し、又は盗み取られたとき」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

第8条第2項中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に、「保持者」を「所有者等」に改める。

第9条第1項中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に改め、同条第2項中「その全部」を「予算の範囲内でその全部」に改める。

第10条第1項中「市指定重要文化財」を「市指定文化財」に、「及び保存」を「、保存又は修理」に改め、同条第2項中「及び保存」を「、保存又は修理」に改める。

第11条第1項中「市指定重要文化財が」を「市指定文化財が」に、「市指定重要文化財の」を「その」に改め、同条第2項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第12条第2項中「建議」の次に「又は答申」を加える。

第15条中「教育委員会が」の次に「別に」を加える。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市文化財保存活用地域計画を策定することに伴い、無形文化財及び無形の民俗文化財の保持者等の認定に関して定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第52号

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年6月7日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用
自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動
車の使用の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のよう
に改正する。

第4条第1号中「3万5,860円」を「3万6,300円」に改め、
同条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、
同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条中「3万5,860円」を「3万6,300円」に改める。

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスター
の作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポス
ターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「15万5,2
50円」を「15万8,125円」に改める。

(廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作
成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条及び第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費などに係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

議案第 57 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

(提案理由)

令和4年4月1日に過疎地域とみなされる区域となった佐伯地域を対象に、当該地域の持続的な発展に関し必要な事項を定めるなどのため、吉和地域及び宮島地域を対象に定めている過疎地域持続的発展計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第58号

工事委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本太郎

- 1 工事名 山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事
- 2 工事場所 廿日市市地御前北二丁目、地御前北三丁目及び六本松一丁目地内
- 3 委託金額 254,437,000円
- 4 受託者 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目4番20号
西日本旅客鉄道株式会社
常務理事
鉄道本部新幹線鉄道事業本部長 森川国昭

(提案理由)

山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第59号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり小中学校特別教室空調設備整備事業の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工 事 名 小中学校特別教室空調設備整備事業
- 2 工事場所 廿日市市本町2番13号外23箇所
- 3 請負金額 424,663,800円（工事請負に係る額）
- 4 請 負 者 代表企業 広島市南区大須賀町19番13号
山陽空調工業株式会社
代表取締役 浅田 博 昭
構成企業 広島市南区稻荷町2番14号
株式会社 綜企画設計広島支店
執行役員広島支店長 東 條 忠 之
構成企業 廿日市市桜尾二丁目2番52号
三喜産業株式会社
代表取締役 居 藤 正 志

(提案理由)

小中学校特別教室空調設備整備事業の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第60号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 財産の表示

品 名 消防ポンプ自動車

数 量 1台

2 取得価格 41,470,000円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒井 敏之

(提案理由)

佐伯消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第61号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和4年6月7日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 木曾 忠明

氏名 河原 直己

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木曾忠明及び河原直己の任期が、令和4年7月2日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。